

## 議案第 1 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成 23 年 3 月 31 日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

平成 23 年 3 月 31 日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び当該組合規約の一部改正について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

## 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合理約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「布施学校組合 館山市及び南房総市学校給食組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2共同処理する団体の欄中「布施学校組合 館山市及び南房総市学校給食組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

### 附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。